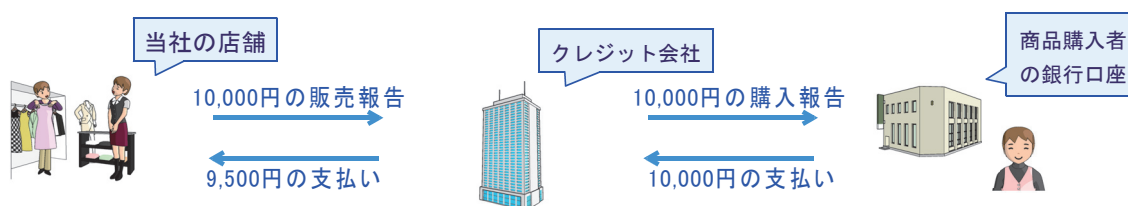


4. 債権・債務

近年の実務取引を試験問題に反映させるために、平成28年度から次の2項目が日商2級の試験範囲に、加えられました。

(1) クレジット売掛金

クレジットカード払いで商品を販売した場合、売上代金は、商品購入者からではなく、クレジット会社から受け取ることになります。その際、販売代金の3～5%の手数料を控除した金額がクレジット会社から振り込まれることになります。



当店：① 商品10,000円を販売した。なお、クレジットカード払いによる販売で、カード会社への手数料は5%である。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

※ クレジット決済の場合は、顧客に対する売掛金ではなく、カード会社への売掛金となります。

当店：② クレジット会社から手数料5%を差し引いた残額が当座預金口座に振り込まれた。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

(2) 電子記録債権

電子記録債権は、中小企業等事業者の資金調達の円滑化等を図ることを目的に、電子記録債権法（2008年12月施行）により創設された、新しい類型の金銭債権です。電子記録債権は、電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件としています。電子記録された債権は、手形と同様に他に譲渡することができます。

① A商店に対する売掛金 10,000円につき、電子債権記録機関に電子債権の記録を行った。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

② 電子債権のうち 6,000円を仕入債務の支払いに充てた。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

③ 電子債権のうち 4,000円の支払期日が到来し、普通預金口座に振り込まれた。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

④ 買掛金 8,000円につき、電子債権記録機関に電子債権の記録が行われた旨の通知を受けた。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

5. 企業結合

企業結合とは、別々の企業が1つの会計単位に統合することをいいます。2級では、他の企業と統合する際に、その企業の株主からお金で買い取るケース（事業譲受）と自社の株式を交付するケース（吸収合併）を学習します。

5-1 事業譲受

事業譲受の仕訳・・・実質的な時価 800万円の企業を 900万円で買収した場合

(借) 諸資産	880万円	(貸) 諸負債	80万円
のれん	100万円	当座預金	900万円

事業譲受では、企業の所有者（株主）から企業をお金で買い取ります。実質的な時価である800万円よりも100万円も高い金額で買収したのは、「この被買収企業の価値は、時価を100万円超えている。」と判断されたためです。被買収企業には、資産の処分時価では測ることのできないブランド力、優良顧客、あるいは質の高い従業員といったものがあり、これらに資産価値を認めたため、100万円も余分に支払ったわけです。これは、被買収企業には、実体のある資産の他にも「超過収益力」という資産があり、この「超過収益力」の取得原価が100万円だったことを意味します。会計では、この100万円を「のれん」という勘定科目で資産計上します。

(注1) のれんは、20年以内に定期的に償却（直接法）します。

(注2) のれんは借方に資産計上される場合がほとんどですが、貸方に計上される場合は、「負ののれん発生益」として特別利益に計上します。

設例5 事業譲受

次の資料に基づいて、企業買収に関する仕訳を行いなさい。

1. 当期首において、次のような財政状態にあるC社を現金 10,000,000円を買収した。

貸借対照表

商品	2,000,000	買掛金	800,000
土地	7,500,000	資本金	5,000,000
		繰越利益	3,700,000
	<u>9,500,000</u>		<u>9,500,000</u>

2. 商品、土地、買掛金の時価はそれぞれ 900,000円、9,500,000円、800,000円であった。
3. のれんは、計上事業年度の翌年から5年で均等償却する。

事業譲受の仕訳の最大のポイントは、諸資産及び諸負債について「時価」を利用して評価することです。従って、与えられる簿価ベースの資料は利用しません。また、のれんは「計上事業年度の翌年から・・・」とありますので、当期に償却する必要はありません。のれんを償却させる問題では、必ず指示が与えられるので、それに従うようにして下さい。

事業譲受の仕訳・・・実質的な時価 960万円の企業を 1,000万円で買収した場合

(借方)		(貸方)	

本問では、合併資産の時価は純額で 960万円（＝商品90万円＋土地950万円－買掛金80万円）です。これを 1,000万円で買収しました。つまり、時価よりも 40万円高い値段で購入したことになり、この部分が「のれん」になります。

5-2 吸収合併

先程学習した事業譲受では、他の企業の株主から企業をお金で買い取りました。これに対し、お金ではなく、被買収企業の株主に株式を発行するのが「吸収合併」です。事業譲受との相違は、お金ではなく、株式を発行するという点だけです。

設例6 吸収合併 ①

次の資料に基づいて、吸収合併に関する仕訳を行いなさい。

1. 当期首において、次のような財政状態にあるC社を吸収合併し、1株あたり50,000円の株式200株を交付した。なお、1株につき30,000円を資本金とし、残額は資本準備金とする。

貸借対照表

商 品	2,000,000	買掛金	800,000
土 地	7,500,000	資本金	5,000,000
		繰越利益	3,700,000
	<u>9,500,000</u>		<u>9,500,000</u>

2. 商品、土地、買掛金の時価はそれぞれ900,000円、9,500,000円、800,000円であった。

吸収合併の仕訳・・・実質的な時価960万円の企業を1,000万円で吸収合併した場合

(借方)		(貸方)	

設例7 吸収合併 ②

次の資料に基づいて、当期の費用計上額を計算しなさい。

1. 前期末において、次のような財政状態にあるC社を吸収合併し、1株あたり50,000円の株式200株を交付した。なお、1株につき30,000円を資本金とし、残額は資本準備金とする。

貸借対照表 (単位：千円)

商 品	2,000	買掛金	800
建 物	9,500	資本金	5,000
△	2,000	繰越利益	3,700
	<u>7,500</u>		<u>9,500</u>
	<u>9,500</u>		<u>9,500</u>

2. 商品、建物、買掛金の時価はそれぞれ900,000円、9,500,000円、800,000円であった。
3. 建物については、合併前と同様に耐用年数10年、残存価額ゼロ、定額法で減価償却する。
4. のれんは、計上事業年度の翌年から5年で均等償却する。

「のれん」は、設例6と同じく400,000円です。

$$\begin{aligned} \therefore \text{当期の費用} &= \text{のれん償却額 } 400,000\text{円} \div 5\text{年} + \text{減価償却費 } 9,500,000\text{円} \div 10\text{年} \\ &= 1,030,000\text{円} \end{aligned}$$

6. 無形固定資産

無形固定資産とは、長期にわたり企業の収益獲得に貢献する資産のうち、具体的な物財としての実体をもたない資産をいいます。

無形固定資産には、次のようなものがあります。

項目	意義・具体例	償却期間
特許権	新規、あるいは進歩性のある発明を独占的に実施できる権利	8年
実用新案権	物品の形状、構造、組み合わせに係る考案を独占的に使用する権利	5年
商標権	商標（ex. レクサスの文字）を独占的に使用する権利	10年
借地権	建物の所有を目的とする地上権又は土地賃借権	償却しない
のれん	企業の手持っている超過収益力に対して支出した額	20年以内

※ 償却期間を暗記する必要はありません。

設例8 無形固定資産 ～ 商標権

次の資料に基づいて、商標権の取得時、及び償却時の仕訳を示しなさい。

- FIN株式会社は、自社のロゴの作成・商標登録に関する一切の業務をC社に依頼した。C社より商標の登録が完了したとの連絡を受け、C社からの請求額 600,000円について小切手を振出して支払った。
- 決算整理において、商標権を10年で償却（定額法）することにした。商標権の取得日はX3年4月1日、決算日はX3年12月31日である。

商標権取得時の仕訳

1.	(借方)		(貸方)	
----	------	--	------	--

商標権償却時の仕訳

2.	(借方)		(貸方)	
----	------	--	------	--

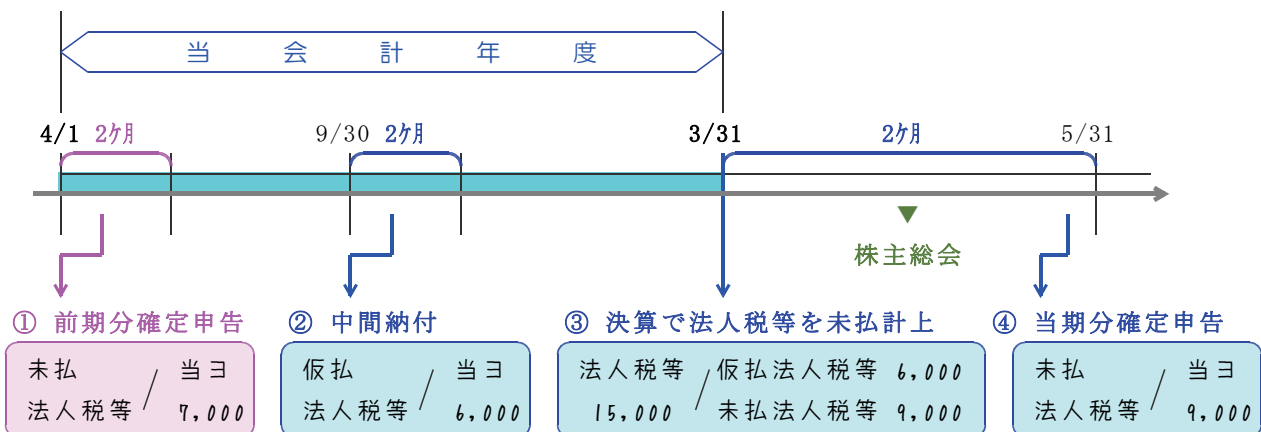
$$\text{取得原価 } 600,000\text{円} \times \frac{9\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月} \times 10\text{年}} = 45,000\text{円}$$

7. 税金

株式会社が納付する主な税金は、法人税、住民税、事業税、及び消費税です。このうち、法人税、住民税、及び事業税は、まとめて「法人税等」とします。いずれの税金も税額の計算を要求されることはなく、税額は資料に与えられるので、どのようなタイミングで、どのような内容の仕訳を行うのかを学習していきます。

7-1 法人税等

法人税、住民税、及び事業税（以下、法人税等）は、会社の所得（≒利益）に課せられる税金です。当期の所得に課せられる法人税等について、時系列に従って仕訳の内容を学習します。



① 前期分の確定申告を行い、未払法人税等 7,000円を小切手を振り出して支払った。

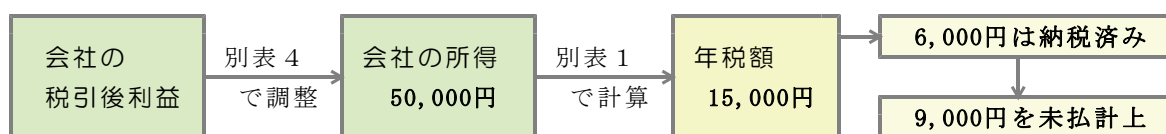
前期末の貸借対照表の負債の部に未払法人税等が 7,000円計上されている場合に、これを当期の 5/31までに納付することになります。

② 当期の中間申告を行い、法人税等 6,000円を小切手を振り出して支払った。

法人税等は 2 回に分けて納税することになっています。当期の所得がまだ確定していませんので、この段階では仮払処理しておきます。いくら納税するかというと、たとえば、前期の年税額が 12,000円であったとすると、その半分の 6,000円を仮払いしておくことになります。

③ 決算において法人税等 15,000円が確定した。

法人税との計算は、株主総会で「確定した決算」に基づいて行われます。たとえば、株主総会で確定した決算から当期の所得が 50,000円と計算されたとします。税率が 30%だとすると、法人税等の年税額は、 $50,000円 \times 30\% = 15,000円$ になります。このうち、6,000円は中間納付してありますから、当年度末に未納付額として未払計上すべき金額は、9,000円と計算されます。



④ 法人税等の確定申告を行い、未払分 9,000円を小切手を振り出して支払った。

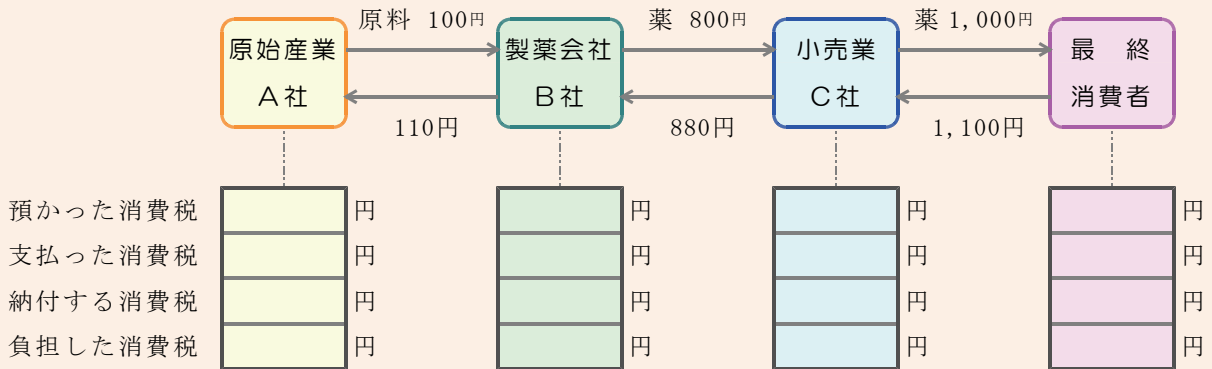
法人税等は、決算日より 2 ヶ月以内に確定申告し、納税することになっています。

7-2 消費税

消費税は、最終消費者が全額を負担し、事業者が納税するという仕組みを取っています。消費税も法人税と同様に、納税者が自ら申告して納税する、申告納税方式をとっていて、中間納付の制度もありますが、2級では消費税の中間納付は問われないようです。

消費税の仕組み（消費税率10%の場合）

原始産業A社が敷地内に自生している薬草を製薬会社B社に110円で販売した場合、A社は10円の消費税を預ってこれを納付します。B社は薬草を原料として薬を生産し、これを小売業C社に880円で販売しています。この場合、B社は「預かった消費税80円」から「支払った消費税10円」を控除した70円を納付します。次に、C社は880円で仕入れた薬を最終消費者に1,100円で販売し、最終消費者から100円の消費税を預かります。そして、C社は「預かった消費税100円」から「支払った消費税80円」を控除した20円を納付します。



A社、B社、C社はそれぞれ「預かった消費税」を源泉として消費税を納付しているため、懐は痛みません。結局、各事業者が納付した10円+70円+20円=100円の消費税は、その全額を最終消費者が負担したことになります。

製薬会社B社の消費税に関する仕訳は以下の様になります。

	税 込 経 理	税 抜 経 理
① 原料の仕入	仕 入 110 / 買掛金 110	仕 入 100 / 買掛金 110 仮払消費税 10 /
② 製品の販売	売掛金 880 / 売 上 880	売掛金 880 / 売 上 800 仮受消費税 80
③ 決 算 時	租税公課 70 / 未払消費税 70	仮受消費税 80 / 仮払消費税 10 未払消費税 70
④ 納 付 時	未払消費税 70 / 現 金 70	未払消費税 70 / 現 金 70

※ この場合、どちらの経理方式でも、会社の損益や納税額は同じになります。